

附属図書館寄附資料受入に関する申合せ

(平成28年4月28日附属図書館運営会議)

[令和3年7月15日最終改正]

島根大学附属図書館に寄附される資料等（文庫は除く。）の受入については、次によるものとする。

第1 寄附資料の受入は、本学の教職員及び学生の教育・研究、学習活動の向上に資するため蔵書を充実、補完するものとする。

第2 各種寄附資料のうち、次に該当する資料は原則として受け入れる。

- (1) 本学の刊行物及び教職員の著作物
- (2) 郷土資料
- (3) 本学教職員が科学研究費補助金により取得したもの
- (4) その他、蔵書と重複しないもので学術的価値の高いもの

第3 前項の規定にかかわらず、次に該当するときは原則として受け入れない。

- (1) 学術的資料としての価値が低いと認められるもの
- (2) 附属図書館として認めがたい条件が付されているもの
- (3) 既に所蔵している資料で利用頻度が低いもの
- (4) 汚損、破損がひどいもの
- (5) 特定の宗教、団体あるいは個人の宣伝等を主たる目的とするもの
- (6) 将来にわたり継続して寄附されることができない逐次刊行物
- (7) 同一内容ものが電子的に無償公開されているもの

附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館寄附資料受入に関する申合せ（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館運営会議）は廃止する。

附 則

この申合せは、令和3年7月15日から実施する。